

ながと観光需要喚起プロジェクト【ながと泊まっ得キャンペーン事業】

宿泊事業者向け Q&A

《商品券を付与する施設について》

Q1：商品券は登録された施設のみで配布するのか。

A：実施要領に記載されている宿泊施設の条件のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策を行い、商品券を適切に管理し、法に基づく営業許可を有する宿泊施設において配布を行うことができます。

Q2：宿泊施設登録条件に、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、業種毎の感染拡大防止ガイドラインを踏まえた対応が行えること」とあるが、具体的にはどのような対応か。

A：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会などが発出しているガイドラインを参考に各宿泊施設の業態に合わせた対策を講じていることが条件です。

Q3：なぜ商品券の配布は2,000円が上限なのか。

A：一人1泊あたりの宿泊費用によって、2,000円分又は1,000円分としています。これは商品券が景品表示法の景品に該当するため、取引価格の20%以内の価格との制限があるためです。

Q4：商品券の配布の基準となる宿泊料金はどのように判断したらいいか。

A：商品券の配布の基準となる宿泊料金は、税抜きで判断してください。なお、食事のあり・なしは問いません。ただし、宿泊の際に生じる館内サービス（食事時の飲料代、マッサージなど）の料金は、基準となる宿泊料金に含めません。

《宿泊プランについて》

Q5：宿泊プランの企画は全く新しいものを造成する必要があるか（追記）

A：宿泊プランは既存の宿泊プランに「ながと泊まっ得キャンペーン」または「ながとく」と追記し、商品券付きの宿泊プランであることを提示してください。

Q 6 : 商品券の配布対象期間は

A : 対象期間は、次の期間内の宿泊に限ります。

【第1期】 7月10日～10月31日

【第2期】 11月1日～2月25日

ただし、次の期間は除外期間とします。

・8月13日から8月16日

・12月29日から1月3日

《商品券の配分について》

Q 7 : 配付計画分ほどの商品券を配分してもらえるのか

A : 各宿泊施設への配分はそれぞれ提出していただいた計画書を踏まえて、総合的に判断します。商品券は配分決定後、長門市観光コンベンション協会にて受け渡しを行います。

Q 8 : 計画の内容と実績に差異が発生した場合、計画変更し追加・回収するのか。

A : 原則として、追加の予定はありません。しかしながら、毎月の配付状況や翌月以降の予約状況を確認させていただき、計画と大きな差異がある場合などは、余剰券の回収や追加配付の対応も想定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況による集客への影響などを判断し、計画の変更が生じるケースも想定しております。

Q 9 : 実績報告はどのように行えばいいか。宿泊の領収写しなど証拠書類を提出・控えておく必要はあるか

A : 予め指定した期日までに「利用実績報告書」をご提出いただきます。

宿泊料の領収書などに本事業の宿泊プランであることを明示するとともに、領収書の写しを保管しておいてください。

《商品券の使用について》

Q 10 : 商品券を紛失された場合の対応は。

A : 再発行等の対応はしません。

Q11：館内の売店等でお客様が商品券を利用する際に、注意することはありますか。

A：お土産等の購入でお客様が商品券を利用した際には、繰り返しの利用を防ぐため、裏面に店舗印を押印してください。なお、つり銭はお支払できません。
また、宿泊施設においては、宿泊料金の割引に使用することはできません。
そのほか、商品券の裏面に注意事項を記載しております。

Q12：商品券が使用できる施設はどこで確認できるか。

A：使用店舗をまとめたチラシを作成しますので、商品券と一緒にお渡しください。また、7月上旬までに「観光情報サイト/ななび」にてお知らせします。

Q13：商品券を渡すタイミングは。

A：チェックイン時にお渡しください。連泊予定の方には、宿泊の泊数分をまとめて初日のチェックイン時にお渡しください。

Q14：キャンセル時の対応は

A：事前にキャンセルがあった場合には配布しないでください。ただし、複数泊のお客様が宿泊日数を急ぎ減らすなどのキャンセルの場合、すでに配布した商品券は回収していただくなくて結構です。

Q15：宿泊施設内の売店などの館内利用は可能か。（追記）

A：利用可能です（詳細はQ24をご覧ください）。登録申請書に商品券利用店舗の有無をお示しください。なお、換金手続き等については別途お知らせします。

Q16：期間内に使用できなかった場合は、払い戻しをしていただくことは可能か

A：払い戻しはできません。

Q17：使用済みの商品券を換金せずに自社の仕入れなどで使用できるのか

A：使用できません。

《広告宣伝》

Q18：施設がキャンペーンの情報発信を行って差し支えないか（追記）

A：ホームページやSNSなどで積極的に情報発信をお願いします。宿泊プランに「ながと泊まっ得キャンペーン」、「ながとく」の文言、またはキャンペーンの「ロゴ」をつけ、情報発信していただけますよう、お願いします。

Q19：宿泊プランはいつから発表してよいか

A：宿泊施設認定及び配分決定通知時（6/26 予定）に情報解禁日をご連絡します。

《その他》

Q20：国が予定している Go To キャンペーンとの併用は可能か


A：宿泊費用に商品券を充てないことで、併用は可能と考えていますが、今後、Go To キャンペーンの制度詳細が明らかになった時点で、必要に応じてお知らせします。

《追加》

Q21：宿泊予約の受付方法に制限があるか

A：受付の方法に制限はありません。受付時には「ながと泊まっ得キャンペーン」の宿泊プランであることを明確にしてください。（宿泊施設への直接の電話予約のほか、自社ホームページやOTAによる予約受付を想定しております。）

Q22：商品券は宿泊料金に充てることができるか

A：宿泊プランの宿泊料金には充てることはできません。

Q23：宿泊者の条件は

A：宿泊施設が設定した宿泊プランに1泊以上宿泊する、個人旅行者に限ります。旅行エージェントを介した団体旅行者は対象外です。

Q24：宿泊施設が商品券利用店舗として登録できる館内の店舗やサービスは

A：店舗及びサービスの提供場所が宿泊施設敷地内にあつて、宿泊者以外の方も利用できる（商品券を持っている方であれば誰でも利用できる）店舗やサービスであることが条件になります。ただし、上記の条件を満たす店舗やサービスであっても、商品代金やサービス料金（追加の飲み物や料理など）を宿泊料と一緒に請求する場合は商品券利用の対象外となりますのでご注意ください。

